

## 議会運営委員会会議録②

令和5年9月27日（水）

（開 会） 16：10

（閉 会） 16：15

### 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

#### 【 内 容 】

- 1 議員提出議案の取り扱いについて

(1) 議員提出議案第14号 議会アドバイザーの設置に関する決議

---

### ○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

お諮りいたします。城丸委員から欠席する旨の届け出がっております。

本委員会として、城丸委員の代わりに吉松議員に委員外議員として、出席を求めることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

吉松議員、お席のほうへお願いいたします。

（ 委員外議員 移動 ）

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「議員提出議案の取り扱い」について、本日、9月27日付で、金子議員ほか2名から議長あてに、議員提出議案第14号として、「議会アドバイザーの設置に関する決議」が提出されております。

本案につきましては、議員3名で提出されておりますので、飯塚市議会会議規則第14条第1項の要件を満たしております。

お諮りいたします。本委員会として、本案について補足説明を受けるため、金子議員の出席を求めることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、金子議員に出席を求めることに決定いたしました。

金子議員、提出者席へご移動ください。

（ 紹介議員 移動 ）

提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

### ○金子議員

先ほどはご審議いただきありがとうございますございました。地方自治法第100条の2の規定に基づき、議員定数に関する議会アドバイザーを設置するため、本案を提出したいと思っております。以上です。

### ○委員長

説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

### ○田中武春委員

この案件について、決議案について、内容について質疑したらいいんですかね。この内容について質疑していいんですか。（発言する者あり）第2条の所管事務のところで、「調査研究の上、報告書等を行うものとする。」と書いてありますけど、この「等」というのは、さっき川上委員も言われていましたけれども、どこまでの範囲を考えていらっしゃるのかが1つと。

（発言する者あり）それはいいと。それは本会議でいいですか。（発言する者あり）もしかしたら文章が変わるかもしれんけど。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16：13

再 開 16：14

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

提出者に対する質疑を終結いたします。

金子議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

（ 紹介議員 退席 ）

次に本案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「議員提出議案第14号 議会アドバイザーの設置に関する決議」の取り扱いにつきまして、本会議再開後に、日程に追加し、議題とすることを諮ったうえで上程し、提案理由の説明を受け、議員提出議案でございますので、委員会付託を省略した後、質疑、討論、採決とし、採決の方法は起立採決としていただいております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議員提出議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。